

市制施行75周年協賛事業補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、綾部市が令和7年に市制施行75周年を迎えるにあたり、機運醸成を図ることをねらいとし、市民団体等が自ら新たな発想や企画で実施するイベントなどに対し交付する「市制施行75周年協賛事業補助金」について、綾部市団体事業補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

2 補助対象団体

次の要件をすべて満たし、市長が適当と認めた団体とします。

- ① 市民等が主体的に参画する非営利団体（市民団体等）であること
- ② 特定の政治・宗教・思想等に関わる団体、暴力団の統制下にある団体でないこと
- ③ 営利または構成員の互助を主たる目的とする団体でないこと

3 補助対象事業

次の要件をすべて満たし、市長が適当と認めた事業とします。

- ① 市民団体等が市制施行75周年を記念して、自ら企画・実施する事業
- ② 市民団体等が新たな発想や企画で取り組まれるもので、広く市民等が参加できる事業
- ③ 地域の活性化や市民協働のまちづくりにつながるもので、平和や環境、文化、地域資源等を活用して綾部市を内外にPRしようとする事業
- ④ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施される事業
- ⑤ 直接、間接問わず、綾部市の他の補助金等の交付を受けないもの（国、京都府、他の団体等（以下、「国等」とする。）から補助金等の交付を受ける場合は、国等に特段の定めがあるものを除き、当該補助金を充当できる。）

◎ 対象となる事業例

- ・花まつり、スポーツ大会、文化展、講演会、文化公演
- ・健康イベント、音楽イベント、農業体験イベント など

✖ 対象外となる事業例

- ・市外で実施するもの
- ・他の収入により全体事業費が賄えるもの
- ・特定の政治及び宗教活動並びに営利活動とみなされるもの
- ・特定の人や会員など、限られた人のみを対象としたイベントなど
- ・例年実施している事業で、単に「市制施行75周年」の冠を付しただけのもの（新たな発想や企画で事業を発展・拡充させた場合を除く）
- ・冊子・記念誌等の製作のみを目的とするもの

4 補助金の額等

補助金額は、補助対象経費の3分の2以内（千円未満端数切り捨て）、1件当たり200千円を上限とし、予算の範囲内で交付します。

5 補助対象経費

補助対象となる経費及びならない経費は別紙のとおりです。なお、交付決定後の事業着手が原則ですが、あらかじめ指令前着手届を提出することにより、交付決定前の着手は可能で、着手日以降の支出についても補助対象となります。ただし、交付決定とならなかった場合は、補助金の交付は受けられませんので、注意してください。

6 申請受付

随時

7 提出書類

申請等については、綾部市団体事業補助金等交付規則に基づく必要書類を提出して下さい。

○申請時

- ・補助金等交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、
収支予算書（様式第4号）、団体の構成員がわかる書類（別添参考様式）、
その他参考となるべき書類

○事業完了時

- ・実績報告書（様式第10号）、事業実績書（様式第2号）、収支計算書（様式第4号）

※ただし、申請は原則的に事業実施30日前まで、完了報告は事業完了から30日以内が期限

8 交付決定

交付申請事業について審査し、交付決定の可否について通知します。

9 その他

○補助金は事業が完了した後に交付します。ただし、概算交付の必要を認めたときは、交付決定額の8割以内において一括又は分割して補助金の概算交付をすることができます。

○申請は同一年度内に一団体当たり一回限りとなります。

〈お問い合わせ〉

企画総務部 企画政策課 電話：0773-42-4215（直通）

Mail：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp